

ストップ!

遊休農地

農地はみんなの宝物



市町村・農業委員会・農業会議

かけがえのない農地を守り、有効に利用しましょう！

遊休農地が発生すると環境の悪化につながります



農地は荒らさず耕作しましょう！

農地の権利を有する者は…

「農地を農地として利用する責務」があります！

※農地法では、「農地の所有権・賃借権等を有する者はその適正かつ効率的な利用を確保しなければならない」旨の「責務規定」が設けられています。

- ◆農地は「限りあるかけがえのない地域の貴重な資源」です。
- ◆農地は一度荒れてしまうと、もとの耕作できる状態に戻すまでに大変な手間と労力がかかってしまいます。
- ◆わが国の食料自給力を維持し、今後さらに高めるためにも、農地を有効に利用しなければなりません。
- ◆自ら耕作できない等、農地の利用でお悩みの方は、早めに地元の農業委員や農業委員会事務局にご相談下さい。



遊休農地の活用方向



遊休農地を放っておくと**法的措置**がとられます!

(農地法第30条～44条)

農地の利用状況調査(農地パトロール)

農業委員が管内の農地を巡回し、遊休農地の把握等を行います。

農業委員会の指導

遊休農地の所有者等に対して、農業上の利用を促進するよう農業委員会から指導されます。

遊休農地である旨の通知

指導しても正されない場合等は、農業委員会から「遊休農地」である旨の通知が来ます。

市町村長の代執行

当該農地が周辺農地に害しい支障(病害虫の発生や雑草の繁茂など)を及ぼす時には、市町村長から直ちに遊休農地の所有者等に対し、遊休農地の草刈り等、支障の除去のために必要なことが命ぜられ、その措置命令に従わないときには、市町村長による代執行が行われます。

買入れ等の協議

勧告に従わない場合は、農地保有合理化法人や農地利用集積円滑化団体等による所有権の移転等の協議が行われます(協議が整わない場合には、都道府県知事の調停、最終的には知事の裁定による特定利用権(強制的賃借権)の設定に及びます)。

必要な措置の勧告

利用計画の内容が不適切な場合や届け出がない場合には、農業委員会から必要な措置をとるよう勧告されます。

利用計画の届出

通知を受けた農地所有者等は、今後の利用計画を農業委員会に届け出なければなりません。

罰則

市町村長の措置命令に違反した場合は30万円以下の罰金。利用計画の届出をせず、または虚偽の届出をした場合、ならびに農業委員会の勧告を受け、当該勧告に基づく措置状況の報告をせず、または虚偽の報告をした場合は30万円以下の過料。

農地の有効利用に

農地情報提供システム

をご利用下さい。

情報登録や閲覧、問合せは全て無料です。

郵送による情報登録も可能です。

- 最終的な交渉、契約は当事者間で行うこととなりますが、契約等がスムーズにおこなわれるように支援します。
- 登録いただいた情報について利用者から直接問合せ・相談を受けることはありません。
- 農地の賃借・売買にあたっては、農地法の許可が必要となります。

貸出・売却農地情報

- 所在地(大字まで) ●地目、面積 ●現況、隣接道路
- 契約条件(売買価格、賃借料、賃借期間等) 等

賃借料情報

- 市町村ごとの地目別・利用状況別賃借料 等

その他

- 新規就農者受入支援情報
- 農地の賃借・売買Q&A 等

登録

- 貸したい、売りたい農地の所有者
- 相続した農地の管理・処分困っている方
- 離農者および離農を考えている方 等

閲覧・問合せ

- 経営規模を拡大したい農家
- 新規参入を希望する方(個人・法人)
- 田舎暮らしを希望する方 等

インターネットで情報の登録・提供を行います。
貸したい・売りたい農地をご登録下さい。

農地情報提供システム

検索

ご連絡・
お問合せ先

全国農業会議所

〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8(中央労働基準協会ビル)
Tel.03-6910-1123 <http://agri.nca.or.jp/>

農業委員会法に基づいて設立された農業者を代表する農業委員会の全国段階の組織です。